

年金納付記録

年金を受け取っている方も、これから受け取る方も、20・30歳台の若い方も

通知や対応を待つより **ご自身で確認を**

年金納付記録が適正に処理されていないのは、確かに社会保険庁関連の不手際ではありますし、社会保険労務士を含めて年金手続きに関与する人員は再発を防止する必要があるのですが、前に進むことを社会全体で取り組んではどうでしょうか。不平・不満を並べたてても、皆さん自身の年金納付記録は適正なものにはなりません。不平・不満・不安や犯人探しを増幅・増長させる報道は、大衆受けするための二流・三流の新聞・雑誌やジャーナリストのパフォーマンスと受け止めてください。

ご確認ご相談には **年金手帳**、基礎年金番号通知書、年金証書、健康保険証のいずれかと **印鑑** をご用意ください。ウラ面に相談窓口の一覧をご紹介します。電話相談では納付記録の確認はできませんので、お奨めできません。

また、施設への入院・入所などの生活環境や心身の具合によっては、自ら相談窓口へ出向くことが不可能な方がいらっしゃることは事実です。そのような場合は、**委任状**により納付記録の確認ができます。委任状には以下の内容を記述することになります。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 1) 住所 | 6) 依頼内容(年金納付記録の確認 等)と記入してください) |
| 2) 氏名(フリガナ) + 押印 | 7) 依頼理由 |
| 3) 電話番号 | 8) 代理人住所 |
| 4) 生年月日 | 9) 代理人氏名 + 押印 |
| 5) 基礎年金番号(年金手帳に記載してあります) | |

なお、お持ちの年金手帳の基礎年金番号と一致しない年金納付記録が存在する場合は、20歳以降または20未満の就労時以降に、いつ、どこに住んで、どこに所在する何という会社に勤務したかをできるだけ正確に報告することにより、年金納付記録を統合することができます。また、同じ基礎年金番号の手帳を2つ以上お持ちの場合も、年金納付記録が統合されていない可能性が高いので、窓口でお出向きください。

(ウラ面へつづく)

Quiz 労働法 教育委員会

問題です。(解答・解説はウラ面)

ア歳に満たない子と**イ**し、養育する者は育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者は、次のいずれにも該当する者に限る。

- 入社 **ウ**年以上であること
- 子が **ア**歳に達する日を超えて雇用が継続見込み
- 子が **ア**歳に達する日から **ウ**年を経過する日までに雇用契約期間が満了しても契約更新見込み

エ状態にある家族を介護する者は介護休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用された者は、次のいずれにも該当する者に限る。

- 入社 **ウ**年以上であること
- 休業を開始しようとする日から **オ**日を経過する日を超えて雇用が継続見込み
- オ**日を経過する日から **ウ**年を経過する日までに雇用契約期間が満了しても契約更新見込み

ご存知ですか？ こんな制度

基本手当(失業手当)の受給期間の延長

職を失った方が失業手当を受け取ることができる期間(受給期間)は、退職日の翌日から**1年**以内です。失業手当は勤務年数により受け取ることができる日数が決まっています(所定給付日数)。65歳未満で職を失った方は、4週間刻みで失業認定を受け、失業状態であることを認められた日数分の金額を受け取ることになります。退職日の翌日から1年を超えると、所定給付日数に余りがあっても失業手当は支給されません。

ただし、妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより求職活動が連続**30日**以上できない場合は、申し出をすることにより求職活動ができない期間(予定で申し出する)を加えた期間を受給期間とすることができます。延長部分は3年が限度です。受給期間は**最長で4年**となります。

また、定年退職者および定年退職後再雇用されて期間満了退職する方は、求職活動をしない旨を申し出ると、希望する期間(**1年**以内)を延長可能となります。

いろいろ報道されていますので、不手際の原因や今後の対策には触れません。とにかく、

ご自身の年金納付記録はご自身で確認して適正なものに戻してください。

たまたま年金関係の業務を担当した職員の職務が、少しでも円滑に進むようにご協力をお願いいたします。さらに、社会保険適用の従業員の配偶者は、昭和 61 年 4 月以降であれば、健康保険の扶養になると厚生年金の扶養（国民年金の第 3 号被保険者）にもなれ、保険料を払うことなく国民年金の保険料を支払ったこととなります。しかし、国民年金の第 3 号被保険者の届出を行っていないがために、国民年金の保険料が未納となっている方々が少なからずいらっしゃいます。平成 17 年 4 月に施行された特別法により、未納期間となっている国民年金の第 3 号被保険者の届出は、該当する日までさかのぼって行うことができます。思い当たる場合は、これを機に確認と届出を行ってはどうか？

でも、年金に携わる者のハシクレとして言わせていただければ、年金納付記録を統合した結果が個人や世帯に満足のいく結果とはならない場合があります。正直申して、行政の立場からはそのような発言はできないのではないのでしょうか。西川事務所としても、書面での説明は残念ながら省略させていただきます。ですが、せっかくの権利ですので、現在または将来に大切に使用していただくためのご案内はできます。年金納付記録の問題は、災害と同じものとも思えますので、社会保険労務士として精一杯の配慮をいたします。

相談窓口

社会保険事務所等	所在地	日時	電話番号
高 梁	高梁市旭町 1393 - 5	平日 9:00 ~ 19:00	0866 - 21 - 0571
岡山東	岡山市国富 22		086 - 270 - 7928
岡山西	岡山市昭和町 12 - 7		086 - 214 - 2166
倉敷東	倉敷市老松町 3 - 14 - 22		086 - 423 - 6153
倉敷西	倉敷市玉島 1952 - 1	7月14日(土) 9:00 ~ 16:00	086 - 523 - 6393
津 山	津山市田町 112 - 5		0868 - 31 - 2363
岡山年金相談センター	岡山市昭和町 4 - 55		電話相談なし

出張相談窓口（抜粋）

窓 口	所在地	日 時	電話番号
新見市山村開発センター	新見市新見 122 - 1	6月27日 7月毎週水曜日	9:30 ~ 16:00 0867 - 72 - 6106
ハートオブおかやま	吉備中央町下加茂 1073 - 1	7月23日	10:00 ~ 15:00 0867 - 34 - 1090
総社市総合福祉センター	総社市中央一丁目 1 - 3	6月28日 7月26日	10:00 ~ 15:00 0866 - 92 - 8555

窓口の時間延長や日程を増加すること、窓口を増設すること、職場への出張も検討されています。

今すぐ使えるフリーソフト

差

テキスト差分表示ツール

<http://homepage2.nifty.com/nonnon/Download/TextDiffDsp/>

2つのテキストファイルの差分を表示します。ドラッグ&ドロップでも操作でき、文字列での検索機能もあります。また、差分の表示部分からメモ帳でファイルそのものを開くことも可能で直感的な操作ができます。少し無理がありますが、ワードのファイルの差分も表示可能です。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

Quiz 労働法 教育委員会

解 答 ・ 解 説（ご意見・ご質問を承ります）

ア:1、イ:同居、ウ:1、エ:要介護、オ:93

どちらの休業も、従業員から申し出があったときは、事業主は拒むことができません。

育児休業は、次の事情がある場合に限り、子が1歳6ヶ月に達するまで延長できます。

- 1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- 2) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

介護休業の家族とは次のとおりです。

- 1) 配偶者、父母、子、
- 2) 配偶者の父母
- 3) 祖父母、兄弟姉妹または孫であって従業員が同居し、かつ、扶養している者